



# 土田会計事務所より耳よりニ情報!

平成25年7月

## 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

青色申告書を提出する法人が国内雇用者(注1)給与等の支給額を増加させた場合、当該支給増加額について10%の税額控除を認める措置が創設されました。

適用期間:3年間(平成25年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度)

適用要件:①、②及び③の要件を満たすこと

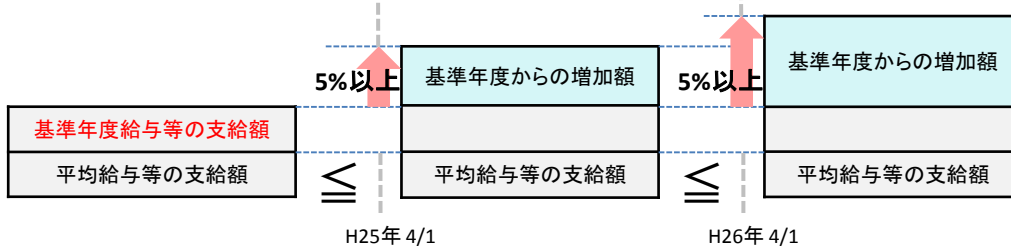
①給与等の支給額が基準事業年度の給与等の支給額と比較して5%以上増加していること

②給与等の支給額が前事業年度の給与等の支給額を下回らないこと

③一人当たりの平均給与等の支給額が前事業年度の一人当たりの平均給与等の支給額を下回らないこと

【要件①】給与等の支給額が  
基準事業年度と比較して5%以上増加

【要件②】給与等の支給額が  
前事業年度を下回らないこと



税額控除限度額  
= 基準年度からの給与等の増加額  
× 10%

上記の算式により計算した金額がその事業年度の法人税額の10%相当額を超える場合にはその10%相当額が限度となります。

【要件③】平均給与等の支給額が前事業年度の平均給与等の支給額が下回らないこと

〔中小企業者等である場合には20%相当額が限度となります。〕

(注1)基準年度

平成25年4月1日以降開始する事業年度の前事業年度を指します。例えば平成25年4月1日から平成26年3月31日の事業年度の基準年度は平成24年4月1日から平成25年3月31日になります。

(注2)国内雇用者

本制度の対象となる国内雇用者とは法人の使用人(その法人の役員の特典関係者(注)及び使用人兼務役員を除きます。)のうち国内の事業所に勤務する雇用者をいいます。つまり国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された人で雇用保険に加入していない人も含みます。

(注)役員の特典関係者とは次に掲げる者をいいます。

- i 役員の子孫
- ii 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- iii i 及び ii の者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- iv ii 及び iii の者と生計を一にするこれらの者の親族

(注3)中小企業者とは、次の法人を言います。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

i その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(※)の所有に属している法人

ii i のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人(※)の所有に属している法人

(※)資本金の額若しくは出資金は出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

その他、詳しい内容につきましては、土田会計事務所までご連絡をお願いします。

担当 上遠野雄一

共に日々成長  
土田会計事務所

様々なサービスで  
お客様の成長と発展をサポートします。  
(経営計画作成支援・金融機関交渉支援・新規開業  
支援パック・相続税概算パック)

◆ HP: <http://www.tsuchida-kaikei.com>  
◆ e-mail: [tsuchida@asahi-net.email.ne.jp](mailto:tsuchida@asahi-net.email.ne.jp)  
◆ TEL: 03-3981-0328  
◆ FAX: 03-3981-2567